

# 郡山開成学園同窓会開成いすず会会則

## 第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、郡山開成学園同窓会開成いすず会（以下「開成いすず会」という。）と称し、事務所を郡山市開成三丁目25番2号郡山開成学園内に置く。

(組織)

第2条 本会は、次に掲げる部会をもって組織する。

- (1) 郡山女子大学同窓会部会（以下「大学同窓会部会」という。）
- (2) 郡山女子大学短期大学部同窓会部会（以下「短大同窓会部会」という。）
- (3) 郡山女子大学附属高等学校同窓会部会（以下「高校同窓会部会」という。）

2 本会に支部を置く。

(目的)

第3条 本会は、前条第1項に掲げる部会の連携と協力により、会員相互の友情を深め、協同の精神をもって個人的教養を修めるとともに、その発展を期し文化国家建設の一助として地方文化の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 開成いすず会館の運営
- (2) 会員相互の親睦及び相互扶助

(3) 学園事業等の支援及び本会目的達成のための事業

(4) 在校生への支援等

## 第2章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事長（1名）

(2) 副理事長（2名）

(3) 事務局長（1名）

(4) 理事（若干名）

(5) 監事（3名）

第6条 本会に顧問を置く。顧問は郡山開成学園 学園長を推戴する。

(役員を選任)

第7条 理事長は、大学同窓会部会、短大同窓会部会並びに高校同窓会部会の会長が持ち回りでこれに当たる。

2 副理事長は、理事長の同窓会部会以外の同窓会部会の会長が当たる。

3 理事長及び副理事長を除く役員を選出は、理事会において選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、任期途中で就任した役員任期は、前役

員の残任期間とする。

(役員の仕事)

第9条 理事長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 事務局長は、本会に関する事務を統括する。

4 理事は、本会の運営に当たり、必要事項を審理する。

5 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

### 第3章 会議

(理事会)

第10条 本会に理事会を置く。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

3 理事会は、理事長が必要と認めたときに招集する。

4 理事長は副理事長から理事会の請求があったときは、これを開かなければならない。

5 理事会は、出席理事の合意により決する。

6 理事会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 会則の制定改廃に関すること。

(2) 事業計画及び予算に関すること。

(3) 決算の承認に関すること。

(4) その他この会の運営に必要な事項に関すること。

## 第4章 会計

### (経費)

第11条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は別に定める。

### (会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (会計処理)

第13条 諸経費の支出は、理事長の承認を得てこれを支出する。

2 会計事務に必要な各種帳簿は事務局に整理保管する。

3 事務局に関する細則は別に定める。

### (委任)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は理事長及び副理事長に一切を委任する。

## 附 則

本会則は平成30年4月1日から施行する。

### 附 則 (令和3年4月1日改正)

1 本会則は、令和3年4月1日から施行する。

2 本会則の施行に伴い、郡山女子大学同窓会会則(昭和45年3月18日制定)、郡山

女子大学短期大学部同窓会会則（昭和48年4月1日制定）並びに郡山女子大学附属  
高等学校同窓会会則（昭和35年4月1日制定）は、令和3年3月31日をもって廃  
止する。

### 3 経過措置

- （1）本会則施行前の郡山女子大学同窓会、郡山女子大学短期大学部同窓会並びに郡山  
女子大学附属高等学校同窓会の事業、財産及び各種帳簿等は、本会則施行に伴い開  
成いすず会に引き継がれるものとする。